

令和3年度教育実習生 各位

令和3年度教育実習における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されておりますが、令和3年度教育実習の実施にあたっては、下記事項に留意願います。

なお、実習校より、教育実習の実施期間等について変更の連絡があった場合には、早急に所属部局の教務係にお申し出ください。

記

- (1) 教育実習の実施2週間程度前から実習期間中および実習終了後2週間、毎朝の検温及び体調の確認を行うこと。
(健康観察票 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/condition/checklist_jp.pdf を活用してください) また感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすこと。
- (2) 教育実習中は、上記(1)の健康観察、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着すること。
- (3) 家族等の感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は教育実習への参加を見送ることになるため、所属部局の教務係に早急に連絡を入れること。
- (4) 東北大学新型コロナウイルスBCP対応ガイド(TUBCP) <https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/index.html> 中にある学生活動ガイドラインを常に確認し、最新レベル毎の行動指針を確認すること。
- (5) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式 ver.5」～https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html に目を通し、学校における感染症対策の取組について十分な理解を図ること。また、マニュアルについては常に最新版が出ていないか当該サイトをチェックすること。
- (6) 教育実習期間中は、実習校における感染症対策の指示に従い、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習校と相談のうえ、生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養すること。
- (7) 教育実習先で、急遽、教育実習を中止せざるを得ない状況になった場合及び教育実習終了後に、感染が判明した場合には、速やかに所属部局の教務係に連絡を取り、指示を受けること。

令和3年4月 日

教育学部長